



# 島根県報

平成16年 6 月23日 (水)  
号外 第 79 号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

選管告示

不在者投票を行うことができる施設の指定

## 選挙管理委員会告示

島根県選挙管理委員会告示第18号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号、漁業法施行令(昭和25年政令第30号)第9条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号並びに農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)第6条の規定により準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成16年 6 月23日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

名 称	所 在 地	指定年月日
特別養護老人ホーム 明翔苑	松江市西浜佐陀町1399番地34	平成16年 6 月23日

